

確定申告の相談は派遣税理士による無料申告相談をご利用ください！！

申告相談受付についての注意事項

令和7年1月
京田辺市商工会

決算申告（所得税・消費税）相談を受けていただくにあたり、次の準備ができていない方は相談をお受けいただくことができない場合がありますので、必ず下記の書類を各自でご準備のうえお越しくくださいますようお願い致します。

「e-Tax」による申告方法の利用推進を行なっておりますので、ご理解ご協力ください。なお、昨年 国税庁HPで申告書を作成し提出された方や「e-Tax」で申告された方は申告書が税務署から送付されませんので、ご注意ください。

※所得税の申告について

- ・ 帳簿に基づいて作成された決算準備表

※消費税の申告について

＜本則課税の場合＞

- ・ 帳簿に基づいて作成された課税取引金額計算表
（課税非課税の区別ができていないこと）
→ 必ず帳簿をつけていることが前提となります。

※e-Tax による提出について

- ・ 国税庁のHPで作成した送信用データ

※税務署提出書類につきましてはマイナンバーが必要ですので、個人番号カードまたはマイナンバー通知カード及び身分証明書（運転免許証、旅券等）の原本若しくはコピーをご持参ください。

＜お願い＞

* 税理士、職員等が相談を受け付けた際に書類が不十分であると判断した場合は、後日あらためての受付となるか、税務署へ行っていただくことがありますのでご了承ください。

* 所得税の相談について、3月17日（月）までにお越しくください。

* 消費税の相談について、3月31日（月）までにお越しくください。

※申告期限間近は大変混み合いますので余裕をもってお早めにお越し下さい。